

(別表)

駿博会の会費について

(平成19年5月30日総務委員会決定)

(平成24年5月26日総会決定)

駿博会会則第7条第2号に基づく年会費又は終身会費は以下のとおりとする。

- 1 年会費は3千円とし、単年度もしくは複数年度払いとする。
- 2 65歳以上で5年以上会員であった者は、終身会費3万円を納めることができる。
- 3 年会費又は終身会費は、銀行口座振込又は現金のいずれかの方法により納入する。

以 上